

入 札 説 明 書

甲府市が発注する、告示第 7 1 号に関する入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和 7 年 2 月 1 8 日

2 入札に付する事項

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 入札番号 | (総長契) 第 4 号 |
| (2) 業務名称 | 本庁舎他自動扉保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

3 入札の参加手続き

一般競争入札参加申請書及び必要な書類を 1 部持参し申請してください。なお、入札参加申請者名は、入札終了まで公表しません。

(1) 提出書類 各 1 部

ア 一般競争入札参加申請書

イ 誓約書

ウ 自動ドア施行技能士の資格を証明する書類の写し

エ 上記 ウ の資格者の雇用を証する書類の写し

※ ア及びイは甲府市ホームページ（産業・ビジネス／入札・契約／入札情報（その他・公募型））からダウンロードできます。

(2) 提出先

甲府市総務部総務総室総務課

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 甲府市役所本庁舎 5 階

電 話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 0 6 6

(3) 入札参加受付期間

令和 7 年 2 月 1 9 日（水）～令和 7 年 2 月 2 7 日（木）

（この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前 9 時～午後 5 時

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び提出書類の受付期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 7 年 3 月 5 日（水）までに郵送により通知します。

(5) その他

ア 申請書及び提出書類の受付期限の日を過ぎての提出は受け付けません。

イ 申請書及び提出書類の作成に要する費用は、申請者の負担とします。

ウ 受付済みの申請書及び提出書類は、返却しません。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができます。

(2) 理由の説明を求める場合は、令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 3 時までに、市長宛ての書面により総務部総務課へ直接持参してください。

(3) 理由の説明は、令和 7 年 3 月 13 日（木）までに書面で回答します。

5 仕様書に関する質問

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

ア 様式 別紙様式に準じて作成してください。

イ 提出期限 令和 7 年 2 月 27 日（木）午後 5 時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ウ 提出先 甲府市総務部総務総室総務課

エ 公表等 質問及びその回答は令和 7 年 3 月 5 日（水）に甲府市ホームページ（産業・ビジネス／入札・契約／入札情報（その他・公募型））に公表します。質問書には、入札番号、業務名称等を正確に記入してください。

オ その他 電話での受付は、行いません。

6 入札方法等

(1) 電送及び郵送による入札は認めません。指定日時に指定場所に集合してください。

(2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

(3) 入札書は、本市所定の用紙を使用し、消費税抜きの金額を記載してください。

(4) 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出してください。

※ 入札書及び委任状は甲府市ホームページ（産業・ビジネス／入札・契約／入札情報（その他・公募型））からダウンロードできます。

（５）入札執行回数は、２回までとします。それでも落札しない場合は、２回目の最低価格者と協議を行います。

（６）入札金額を訂正したもの、入札書の金額、氏名等の確認ができないもの、その他入札に関し、甲府市の定める条件に違反した入札は、全て無効とします。

（７）入札保証金は、免除します。

（８）入札参加者は、入札執行に先立ち、市長が入札参加資格があることを確認した旨の「入札参加資格確認通知書」の写しを担当職員に提出してください。

（９）入札参加者は、入札参加資格者ごとに１名とします。

（１０）入札参加申請受付後に入札を辞退する場合は、書面で届け出るものとします。

７ 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。

８ その他

提出書類等に虚偽の記載がある場合は、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」により指名停止を行うことがあります。

９ 問い合わせ先

甲府市総務部総務総室総務課

甲府市丸の内一丁目１８番１号 甲府市役所本庁舎５階

電話 ０５５－２３７－５０６６